

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市墓地等使用制限（禁止）命令書

年 月 日付けで許可した墓地等の経営（変更）許可について、野田市墓地等の経営の許可等に関する条例第16条の規定により、次の施設の使用を制限（禁止）します。

- 1 使用を制限（禁止）する施設の名称
- 2 使用を制限（禁止）する施設の所在及び地番
- 3 使用を制限（禁止）する場所等
- 4 使用を制限（禁止）する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 使用を制限（禁止）する理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。